

# 生徒心得

## 1 礼儀

- (1) 正しく、丁寧な言葉を使うようにする。
- (2) 授業の始めと終わりは起立して正しく礼をする。
- (3) 職員室には、礼儀正しく入室する。
- (4) 目上の人あるいは生徒同士でも失礼な態度はとらず、敬意の念をもって挨拶する。
- (5) 校内では静かに歩行すること。

## 2 登下校

- (1) 通学時に使用する車両(自転車を除く)は担任を通して必ず学校に届け、所定の場所に駐車ないし駐輪する。改造車両での登校は禁止する。
- (2) 二輪車は原付及び125cc以下の自動二輪のみ通学用の車両として許可する。二人乗りは禁止する。
- (3) 校内では徐行し、安全確認に努め車両を運転すること。
- (4) 自転車での通学は許可をとる必要はない。整備された安全なものを使用する。福岡県自転車条例を遵守し、ヘルメットを着用するよう努め、自転車損害賠償責任保険に加入すること。駐輪は通用門そばの駐輪場を使用すること。
- (5) 原付やバイクを学校周辺の店舗や会社、マンションの敷地内及び駐車場に駐輪してはならない。
- (6) 登下校時、学校周辺の店舗や会社、マンションの敷地内及び駐車場には立ち寄らず、速やかに下校すること。
- (7) 完全下校時刻は22:00とする。

## 3 生活

- (1) 校舎内では、所定の上履き(スリッパ)を使用すること。
- (2) 定時制の生徒が授業で使用する校舎・教室以外に立ち入ってはならない。
- (3) 貴重品や多額の金銭及び学用品以外の無用な物品を携行しない。貴重品等については、靴箱・教科書ロッカーを確実に施錠するなど、自己管理を徹底すること。
- (4) 生徒間の交友は相手を思いやることに心がけること。
- (5) 校舎・校具は大切に扱うこと。
- (6) 成人者も含め、校内及び学校周辺での喫煙及び喫煙具の所持は禁止する。
- (7) 成人者も含め、飲酒して登校及び校内での飲酒を禁止する。
- (8) 大麻・麻薬・危険ドラッグ・シンナー等薬物の所持、使用は禁止する。
- (9) 本校に在籍していない者を校内に連れてきたり、招き入れたりしてはならない。
- (10) スマートフォン・携帯電話等を使用し、無断で他者の写真や動画を撮影することを禁止する。また、本人の許可なく画像や写真を他者に送信したり、SNS上に掲載したりしてはならない。
- (11) SNS上で誹謗中傷するなど、他人を不快にさせるような書き込み等は厳禁とする。
- (12) トイレでの迷惑行為や、個室の不適切な利用を禁止する。
- (13) 学校生活では教員の指示や指導にきちんと従うこと。

## 4 集会・授業規律

- (1) 授業は時間を厳守し受けること。原則として、出席番号順で着席すること。
- (2) 授業中は脱帽をし、スマートフォン・携帯電話は鞆などにしまっておく。集会時は担任が回収する。
- (3) 飲食を禁止する。
- (4) 授業中、授業の妨害になるような行為をせず、授業に参加すること。
- (5) スマートフォンの利用等、授業と無関係なことをしてはならない。授業中は教員の指示に従うこと。
- (6) 生徒間の文具・教材等の貸し借りは禁止する。
- (7) 考査(追考査含む)には静粛な態度で臨み、カンニング等の不正行為、文具の貸借、スマートフォン(ウェアラブル端末を含む)の使用は厳禁する。

## 5 選挙

(1) 校内での選挙運動および政治的活動は一切を禁止する。

## 6 届出

(1) 欠席する場合は原則として保護者がクラス担任に連絡すること。

(2) 住所・姓名・職場等の変更はすみやかにクラス担任に届け出ること。

(3) 公共物を破損した場合は、必ず教員に申し出ること。

(4) 校内の掲示は必ず生徒指導部に内容を報告し、許可を得ること。

(5) 事故にあった場合や感染症(インフルエンザ等)にかかった場合は、直ちに学校に報告し、指示に従うこと。

(6) 生徒会または部活動で校外諸団体主催の行事に参加するときは、学校の許可を得ること。

(7) 車両(自転車を除く)で通学する場合は、通学許可願を提出すること。担任及び生徒指導部から車両及び運転免許証の確認を受け、許可を得たものに限り、車両での通学を認める。ただし、危険な運転が確認された場合はその許可を取り消す。

## 7 表彰・特別指導

(1) 学業または品行において、他の生徒の模範となる者と思われるときは、表彰することができる。

(2) 特別指導は上記「生徒心得」に反した場合に行う。学校において行う特別指導は訓告・停学及び退学とする。

(3) 前項の規定による退学は、下の各項のいずれかに該当する場合に行う。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。

イ 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。

ウ 正当な理由がなく出席が常でない者。

エ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。